

## 事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部  
ジェンダー平等・貧困削減推進室**1. 案件名（国名）**

国名：ホンジュラス共和国（ホンジュラス）

案件名：地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト

The Project of Financial Inclusion for Poverty Reduction through Local Financial Institutions

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における金融包摂の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ホンジュラスでは、1日2.15ドル（2017年アメリカドル購買力平価（PPP）ベース）未満の所得で暮らす貧困層の割合は国民の13.3%（2022年）<sup>1</sup>と推定されており、中南米地域の最貧国の1つとなっている。貧困率はホンジュラス政府による定義では60%を超える<sup>2</sup>。また、これまでは貧困層は主に農村部に居住していたが、収入機会を求めて都市部への人口流入が起こっており、貧困問題は農村部のみならず都市部へも拡大し、貧困削減はホンジュラスにとって重要な課題となっている。

ホンジュラス政府は貧困削減対策の一環として国家金融包摂戦略（2015–2020年）を策定し<sup>3</sup>、口座維持費がかからず、低所得者層でも保有しやすい基礎口座<sup>4</sup>の開設を進める等、金融包摂を進めてきたが、2021年時点の金融口座を所有する15歳以上の人口割合は37.8%<sup>5</sup>に留まっている。また、女性の金融口座保有率は15%（2011年）から28.9%（2021年）にまで増加しているものの、男性の金融口座保有率（48.6%、2021年）に比べて低い。女性や女性が経営・活躍する中小零細企業の融資へのアクセスに関しては、担保を含む保証の欠如による制約等から、正規の金融機関から借り入れることができる男性が13%に対して、女性は8%（2021年）となっている。そのため金融包摂を促進するためには、ジェンダー間格差に留意することが重要である。

ホンジュラスにおいて金融包摂促進に関わる金融機関は、商業銀行、ノンバンク、NGO系マイクロファイナンス機関、電子マネーサービスを提供する通信会社等様々であるが、その中に全国に約300<sup>6</sup>ある信用組合がある。信用組合は、地域コミュニティや職業組合と密接な関係を持つがゆえに、貧困層や低所得層、女性の金融包摂面で大きな役割を担っている。他方、規制・監督機関やその内容が商業銀行に対するものとは異なり、例えば、預金保護制度が求められない点や、新たな代理店設置のためのハードルが高いなど提供できるサービス

<sup>1</sup> [Honduras Overview: Development news, research, data | World Bank](#)

<sup>2</sup> ホンジュラス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年3月）[jcap.pdf \(jica.go.jp\)](#)

<sup>3</sup> [Reporte-de-Inclusion-Financiera-2019.pdf \(cnbs.gob.hn\)](#) なお、2024年から新しい国家金融包摂戦略を実施すべく調整が進められているところ。

<sup>4</sup> 通常口座開設よりも「基礎口座」は少ない条件で開設・利用することができる。

<sup>5</sup> 本パラグラフの2021年データの出典は、[The Global Findex Database 2021\(worldbank.org\)](#)。

<sup>6</sup> [生産系等も含むすべての組合は約2,500あり\(Honduras – DGRV\)](#)、うち、いわゆる信用組合は333あり、さらにその中で89の信用組合がプルーデンス規制の対象となっている。

や方法に制限があり、顧客ニーズに合った商品開発やそれを推進する環境整備が十分に行えていない面もある。また、利用者側が金融サービスを十分に活用するための金融リテラシーを有していない点も課題となっている。

「地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」(以下、「本事業」と言う。)は、金融サービス及び、家計管理研修などといった非金融サービスを通じて貧困削減を図るべく、信用組合員との関係における信用組合の特殊性、それに基づく比較優位性などを検討の上、その規制・監督制度の改善、貧困層向け金融・非金融サービスの開発、信用組合主導型の生計向上アプローチの開発、及び普及体制の構築等に取り組むものであり、ホンジュラスにおける重要事業に位置付けられる。

## (2) 金融包摂に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ホンジュラス共和国別開発協力方針(2021年6月)では、地方開発を重点分野とし、社会経済基盤強化を図るとして「地域経済振興プログラム」を設定している。また、ホンジュラス共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020年3月)において、「社会経済基盤強化」が開発課題であると分析している。また、JICA 課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」(2022年2月)において「ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興」に重点的に取り組むこととしており、GSB 振興には、女性のニーズに沿った利用しやすく質の高い製品・サービスを提供する企業の振興も含んでいる。本事業は、貧困率の高い西部・南部地域を重視することで、当該地域の住民(組合員)の生計向上を通じた地域経済振興を行うとともに、信用組合の規制・監督体制や信用組合連合会の能力強化を通じて、金融包摂に向けた社会経済基盤を強化するものである。さらに、同国の金融アクセスや利用にジェンダー格差がある中、組合員に女性が多い信用組合を対象としてジェンダー視点を反映した金融・非金融サービスの強化を目指すことから、我が国及び JICA の協力方針及び分析に合致する。

## (3) 他の援助機関の対応

米州開発銀行とアメリカ合衆国国際開発庁(USAID)はホンジュラス中央銀行と国家銀行保険委員会(CNBS: Comisión Nacional de Bancos y Seguros)を支援し、官民の金融機関が参画する金融イノベーションラウンドテーブルを2019年より開始している。また、2023年より、国連女性機関(UN Women)がCNBS、貯蓄信用組合ホンジュラス連合会(La Federación Hondureña de Cooperativas de Ahorro y Crédito Ltda. 以下、「FEHCACREL」という。)、ホンジュラス・フィンテック協会、ホンジュラス・マイクロファイナンス機関全国ネットワークと協力しながら、女性の金融包摂の阻害要因に関する分析結果及びニーズに基づき、女性向けの金融・非金融サービス(融資、保険、金融教育)を開発し、連合会に研修を行い、さらに連合会から信用組合へ普及する仕組みを構築している。なお、本取組は3か国(ホンジュラス・エルサルバドル・グアテマラ)を対象にしている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、対象地域において、信用組合の規制及び監督体制の強化、信用組合及び信用組合連合会によるサービスの開発・改善、生計向上ガイドラインの作成・普及により、対象地域の組合員の生計向上能力及び手段の強化を図り、もって全国の信用組合員の生計向上能力及び手段の強化に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名：コロン県、グラシアス・ア・ディオス県、オランチョ県を除く主に西部、南部、首都圏に重点を置いた全国。

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：国家協同組合監督委員会職員（Consejo Nacional Supervisor de Cooperativas。以下「CONSUCOOP」という。）、信用組合連合会職員、パイロット事業対象信用組合職員、事業対象信用組合の組合員（パイロット事業対象の6信用組合の合計組合員数約32万人に加え、信用組合連合に加盟する組合のうちパイロット活動に参加する組合の組合員（未定））

最終受益者：ホンジュラスにおける信用組合の組合員（約148万人（2020年末時点））

#### (4) 総事業費（日本側）：4.5億円

#### (5) 事業実施期間：2022年10月～2027年11月（計61カ月）

#### (6) 事業実施体制：CONSUCOOPが規制監督の強化を担い、国内の2つの信用組合連合会であるホンジュラス信用組合連合会（Federación de Cooperativas de Ahorro y Crédito de Honduras Ltda.。以下「FACACH」という。）とFEHCACREL及び傘下の信用組合がサービスの改善及び生計向上アプローチの普及を行う。

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

① 専門家派遣（合計約80人月）：業務主任者／経営戦略、金融サービス開発／デジタルサービス、金融規制・監督、生計向上／非金融サービス開発、研修／普及、インパクト評価

② 研修（第三国研修（コロンビア））

##### 2) ホンジュラス側

① カウンターパートの配置

② 活動経費

③ 執務スペース

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：「金融包摂を通じた CCT<sup>7</sup>受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト（2015-2020）」において、複数の信用組合の参加の下、CCT 受給世帯に対し家計管理等のライフスキルや、職業訓練・収入多様化、貧困層向け金融・非金融サービス提供（金融包摂）などを支援する生計向上促進モデル（通称：ACTIVO モデル<sup>8</sup>）の構築・普及を行った。右事業においては対象世帯の貧困削減効果が確認されており、本事業では ACTIVO で開発された金融教育の研修教材等を参考とすることで、ACTIVO モデルの活用を図る。
- 2) 他援助機関等の援助活動：ホンジュラス中央銀行と CNBS は官民の金融機関が参画する金融イノベーションラウンドテーブルを 2019 年から開始しており、米州開発銀行と USAID がその支援を行っている。同会議ではデジタル技術の活用のための調査や規制改革等を扱っており、CONSUCOOP もメンバーとなっていることから、右会議を通じて知見の共有を図る。また、DGRV（the German Cooperative and Raiffeisen Confederation）が、CONSUCOOP の監督業務強化支援を開始しており、さらに、UN Women が連合会に対して、女性向け金融包摂へ支援をしているところ、重複がないよう、これらの団体との役割分担、連携も念頭に事業実施を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮：

① カテゴリ分類（C）

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるため。

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】 ■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容／分類理由>

調査にてジェンダー分析を行った結果、女性は男性に比べて金融へのアクセスが限られている、また与信審査、金利格差など小規模融資<sup>9</sup>を含む融資の運用で女性が男性に比べ不利な条件でサービスを受けている等、ジェンダーに基づく課題が確認された。本事業では、パイロット事業や金融包摂規制・監督の改善、生計向上ガイドライン内容にジェンダー視

<sup>7</sup> 正式名称は Conditional Cash Transfer（条件付現金給付制度）といい、最貧困層に対し、子供の健康診断や学校への通学を条件に、現金を支給する制度。保健や教育への投資を促し、次世代の人的資本形成を促すことによって、貧困サイクルを断ち切り、貧困から脱却することが目的。

<sup>8</sup> 先行事業では、個人型マイクロクレジット（小規模融資）の改善や、預金履歴に基づいて融資にアクセスできる商品等の開発を行った。

<sup>9</sup> ホンジュラスにおける信用組合セクターのマイクロクレジットは、1万米ドル以下かつマイクロクレジットの手法を活用した1万ドル以下の事業向け融資を指すが、CONSUCOOP により定められている。

点を反映する事業計画となっており、FACACH と FEHCACREL が開発するジェンダー視  
点を含むサービスの数を指標に設定し、その進捗を把握するため。

(10) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：全国において、金融包摂と金融教育を通じて信用組合員の生計向上能力及び手段が強化される。

指標及び目標値：

- ・ プロジェクト終了後、FACACH と FEHCACREL により、金融包摂を通じた生活向上アプローチのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）が XX<sup>10</sup>以上の信用組合に普及される。
- ・ XX 以上の信用組合が、プロジェクト期間中または終了後にガイドラインに基づき開発・改善された金融・非金融サービスを提供する。
- ・ 15,000 人以上の組合員が、プロジェクト期間中または終了後にガイドラインに基づき開発・改善された金融・非金融サービスを利用する（男女各 7,500 人以上）。

(2) プロジェクト目標：対象地域において、金融包摂と金融教育を通じて信用組合員の生計向上能力及び手段が強化される。

指標及び目標値：

- ・ 5,000 人以上の信用組合員が、パイロット事業および／またはを通じて、あるいはガイドラインに基づいて開発・改善された金融・非金融サービスを利用する（男女各 2,500 人以上）。
- ・ パイロット事業および／またはガイドラインに基づき開発・改善された金融・非金融サービスを利用している信用組合員の 60%以上が、ビジネス・家計管理を改善する（男女各 60%以上）。
- ・ パイロット事業および／またはガイドラインに基づき開発・改善された金融・非金融サービスを利用している信用組合員の 60%以上が、収入の増加、経済活動のコスト削減、貯蓄の増加、生計手段の多様化、家計の無駄遣いの減少等のうち、少なくとも 1 つを経験する（男女各 60%以上）。

(3) 成果

成果 1：信用組合向けの規制及び監督が金融包摂に向けて強化される。

指標及び目標値：

- ・ 信用組合向けの規制及び監督が金融包摂に向けて適切に強化、または十分に機能する事例が 3 件以上形成される。

成果 2：信用組合が、財務面も考慮し組合員への提供価値を高めるサービスを、パイロツ

<sup>10</sup> 2025 年半ばに決定予定。

ト事業を通じて開発または改善する。

指標及び目標値：

- ・ パイロット事業対象6信用組合が、開発・改善する金融または非金融サービスに関する組合員価値や財務見通しをまとめた事業計画（ビジネスモデルキャンバス等）を6つ策定する（各信用組合が1事業計画作成）。
- ・ パイロット事業対象6信用組合が、6つの金融または非金融サービスを開発・改善し提供する（各信用組合が1サービス開発）。
- ・ パイロット事業対象6信用組合において、本事業で新たに開発・改善されたサービスを利用した組合員の60%以上が、サービスの質に満足している。

成果3：信用組合連合が、パイロット事業を通じてジェンダー視点を反映した信用組合に対するサービスを強化する。

指標及び目標値：

- ・ FACACH と FEHCACREL が、パイロット事業を通じて、ジェンダーの視点を反映したサービスを2つ以上開発する。
- ・ FACACH と FEHCACREL は、パイロット事業で開発された女性および社会的弱者層の状況を考慮したマイクロクレジット手法に関する能力強化サービスを、YY 以上の信用組合に提供する。
- ・ FACACH と FEHCACREL は、パイロット事業で開発された女性および社会的弱者層の状況を考慮した金融教育手法に関する能力強化サービスを、YY 以上の信用組合に提供する。
- ・ FACACH と FEHCACREL による能力強化の結果、YY 以上の信用組合が、ジェンダー視点に立った MC や金融教育を含む、新しいサービスを導入、または、既存のサービスを改善する。

成果4：ジェンダーの視点に立った金融包摂を含むガイドラインが承認される。

指標及び目標値：

- ・ ジェンダー視点を反映した金融包摂の促進を含むガイドラインが、CONSUCOOP への事前情報共有の上、FACACH と FEHCACREL によって承認される。

成果5：ガイドラインの普及計画が承認され、実施される。

指標及び目標値：

- ・ 生計向上アプローチの普及計画が、FACACH と FEHCACREL のそれぞれによって作成・承認される。
- ・ FACACH と FEHCACREL の技術職員の80%以上がガイドラインに関する研修を受ける。
- ・ 技術職員の50%以上が、傘下の信用組合に対してガイドラインの普及を開始する。
- ・ プロジェクト最終年度に、FACACH および FEHCACREL にて、ガイドライン普及

のための翌会計年度の予算が確保される。

- ・ FACACH と FEHCACREL は、普及計画に沿って XX 以上の信用組合にガイドラインを普及する。
- ・ XX 以上の信用組合が、ガイドラインを利用してサービスを開発、または既存サービスを改善する。

#### (4) 主な活動

- 1.1.金融包摂を促進するに当たって信用組合が直面する課題を特定するため、規制上のギャップ分析を行う。
  - 1.2.CONSUCCOOP を対象に規制及び監督に関する研修やワークショップを実施する。
  - 1.3.FACACH、FEHCACREL、パイロット事業対象信用組合と会議を行い、1.1 の規制の分析結果も踏まえつつ、パイロット事業案につき規制・監督面から検討し、課題がある場合にはその対処法について協議する。
  - 1.4.規制の分析、市場調査の結果等を踏まえ、信用組合に周知が必要な事項を特定する。
  - 1.5.規制の分析、市場調査、成果 2 および 3 のパイロット事業の結果分析（ジェンダー視点からの分析含む）等を踏まえ、金融包摂を促進するために規制・監督の改善について検討する。
  - 1.6.（活動 1.4、1.5 の結果必要と判断される場合は）金融包摂を促進するため規制・監督改正手続きを行う。
  - 1.7. 1.4、1.5、1.6 を踏まえ、CONSUCCOOP と FACACH、FEHCACREL が協力し、信用組合向けに規制と監督に関する研修やワークショップを実施する。
- 
- 2.1. 地域住民（組合員）および競合他社の金融サービスプロバイダーとの関係で信用組合の SWOT 分析を行うため、市場調査を実施する。
  - 2.2. 選定基準を設定の上、パイロット事業に参加する信用組合を選定する。
  - 2.3. 財務面も考慮し、対象セグメントに応じた金融・非金融サービスの改善・開発を行う。
  - 2.4. 新規または改善されたサービスをパイロット事業として組合員に提供する。
  - 2.5. 開発または改善されたサービスのインパクトを分析するため、金融包摂、その他の観点（レジリエンス、生計手段など）から評価する。
  - 2.6. パイロット事業の実施プロセス、インパクトの分析結果を踏まえてパイロット事業の成果、課題、教訓を取りまとめる（ガイドラインにも反映する）。
- 
- 3.1. 信用組合の実施している金融教育の内容をレビューし、潜在的な受講者の特性などを分析する。
  - 3.2. 3.1.の結果および ACTIVO モデルを参考に、セグメント<sup>11</sup>に適した内容や提供方法を検討した信用組合員向け金融教育（デジタルリテラシー含む）の講師養成研修（TOT）プログラム、教材や教授方法を開発する。

<sup>11</sup> 特に、低所得者層や女性世帯主世帯、シングルマザー世帯、農村部の女性のセグメントを重視する。

- 3.3. 信用組合職員向け金融教育（デジタルリテラシー含む）の TOT を実施する。
- 3.4. マイクロクレジット提供に必要となるリスク管理、与信審査等のあり方をジェンダー視点も持って検討・提案する。
- 3.5. 3.4.の提案内容を検討し、CONSUCOOP は必要に応じて関連規制・監督の改訂案を作成し、改正手続きを行う。
- 3.6. マイクロクレジット提供のための研修プログラム、教材を開発する。
- 3.7. 信用組合スタッフに対し、マイクロクレジット提供のための研修を実施する。
- 3.8. 研修を受けた信用組合に対して、金融教育及および／またはマイクロクレジットの導入、開発、改善を推進する。

- 4.1. パイロット事業の実施プロセスや結果、および、規制・監督上の金融包摂促進要因や課題を、ジェンダー視点を持って分析する。
- 4.2. 4.1.の結果を踏まえ、ジェンダー視点を反映した金融包摂を含むガイドライン (Ver.1) を作成する。
- 4.3. 同ガイドライン普及のための研修プログラムを作成する。
- 4.4. 成果 5 の活動に基づきガイドラインの更新を行う。必要に応じて研修プログラムも更新する。
- 4.5. ガイドラインの承認手続を実施する。

- 5.1. ガイドラインの普及計画（研修実施計画、予算計画および確保を含む）を作成する。
- 5.2. ガイドラインの普及計画が承認される。
- 5.3. FACACH、FEHCACREL の職員向けにガイドライン普及のための TOT を実施する。
- 5.4. 普及計画に沿って傘下の信用組合を対象に研修を実施する。
- 5.5. 傘下の信用組合によるガイドラインの適用を推進する。
- 5.6. 研修で得られた意見やガイドライン適用結果をレビューする。
- 5.7. FACACH と FEHCACREL が、プロジェクト終了後にガイドラインの普及活動を展開するための予算を確保する。
- 5.8. 本事業の知見・共有セミナーを実施する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

CONSUCOOP、FACACH、FEHCACREL による協力体制の方針が維持される。

### (2) 外部条件

- ・ ホンジュラスにおける経済状況が大幅に悪化しない。
- ・ ホンジュラスにおける治安状況がプロジェクト実施に影響しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ホンジュラス「金融包摂を通じた CCT 受給者世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

(2015-2020)」では、同国の貧困層にとって、銀行の利用というのは物理的・心理的に障壁が高いことが判明した。一方、信用組合は、貧困層の生活圏でサービス展開していることも多く、また、会員制で相互扶助の精神に基づく非金融サービス提供活動も見られたため、貧困層には適した金融機関であることも明らかになった。そのため、金融包摂を通じた貧困削減を目指す本案件は、信用組合を重要なパートナー機関として実施する。

また、上記案件に限らず JICA が支援する多くの金融包摂案件は、世界銀行関連の金融包摂に関する国際的シンクタンク CGAP (Consultative Group to Assist the Poor) が提唱するマーケット・システムアプローチを重視し、実施してきた。本アプローチは、金融包摂促進には、①サービスを提供する金融機関の能力強化のみならず、②サービス需要側である貧困層の金融教育、さらには③業界団体の能力強化やインフラ整備、そして④金融関連の規制改革・改善を含めた包括的な取組を重視するものである。本案件では、このマーケット・システムアプローチに基づき、それぞれ①、③にあたる信用組合と信用組合連合会の能力強化に加え、②にあたる組合員への金融教育、そして④の規制・監督当局である CONSUCOOP の規制改革・改善支援を行うことで、地域住民の金融包摂促進とそれを通じた貧困状況の緩和を進められるよう計画する。

## 7. 評価結果

本事業は、ホンジュラスの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高いと考えられる。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了3年後      事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー

事業開始約6か月後及び各年次終了時及び事業終了時

以上